

令和 5 年度収支予算（変更）

第 4 2 回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会会則第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 2 1 日に次のとおり専決処分したことから、同条第 2 項の規定により報告する。

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

▶ 収入の部

(単位：円)

項目	当初予算額	補正予算	増 減	備 考
負 担 金	283,848,000	283,848,000	0	北海道からの負担金
繰 越 金	31,387,578	31,387,578	0	R 4 繰越金
諸 収 入	10,300,000	22,637,560	12,337,560	協賛金 21,870,000円 海づくり協会助成金 300,000円 海と渚助成金 100,000円 推進委員会負担金 367,560円
合 計	325,535,578	337,873,138	12,337,560	

▶ 支出の部

(単位：円)

項目	当初予算額	補正予算	増 減	備 考
実行委員会運営費	1,151,000	1,203,000	52,000	総会等開催費
企画運営・広報費	318,072,000	332,767,000	14,695,000	
企画運営費	306,782,000	324,804,000	18,022,000	実施計画作成費、放流用種苗生産費等
機 運 醸 成 ・ 広 報 費	11,290,000	7,963,000	△3,327,000	大会PRグッズ製作費、広告関係費等
事務局運営費	6,312,578	3,903,138	△2,409,440	一般事務費
合 計	325,535,578	337,873,138	12,337,560	

第 4 2 回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会会則 ～抜粋～

(会長の専決処分)

第13条 会長は緊急を要するため、第12条第3項の規定による総会の招集及び同条第9項の規定による意見を徴する時間的余裕がないときは、前条第5項第2号から第5号までに掲げる事項を専決処分できる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(総会)

第12条 実行委員会に、総会を置く。

5 総会は次に掲げる事項を審議し、議決する。

(4) 予算及び決算に関すること。